

特別養護老人ホームつつじ山荘

短期入所・介護予防短期入所施設運営規程

第1条 社会福祉法人双友会が開設する、特別養護老人ホームつつじ山荘短期入所・介護予防短期入所施設（以下「事業所」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

（事業所の目的）

第2条 本事業所は、要介護状態等となった場合においても、契約者が可能な限り、居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことが出来るような入浴・排泄・食事等の介護やその他の日常生活上の世話及び機能訓練を行う事により、契約者の心身の機能維持に努めるとともに、その家族の身体的・精神的負担の軽減を図るものとする。

（運営の方針）

第3条 本事業所は、契約者の思想及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って指定短期入所生活介護・指定介護予防短期入所生活介護サービスを提供するものとする。

2. 本事業所は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家族との結び付きを重視した運営を行い、市町村・居宅介護支援事業者・居宅サービス事業者・他の介護保険施設・その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。
3. 本事業所は、契約者について、その者の要介護状態等の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等に応じて、その者の処遇を妥当・適切に行うものとする。
4. 指定短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護サービスの提供は、短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行うものとする。
5. 本事業所の従業者は、短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、契約者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について理解しやすいように説明を行うものとする。
6. 本事業所は、指定短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護サービスの提供に当たっては、当該契約者又は他の契約者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他契約者の行動を制限する行為を行わないものとする。
7. 本事業所は、自らその提供する指定短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護サービスの質の評価を行い、常にその改善を図り、研修等により職員の質の向上を目指すものとする。
8. 本事業所は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行うなど、地域との交流に努めるものとする。

(名称及び所在地)

第4条 本事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

1. 名称 特別養護老人ホームつつじ山荘短期入所施設
2. 所在地 熊本県菊池郡大津町大字大津2061番地

(入所定員)

第5条 本事業所の入所定員は、8名とする。

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第6条 本事業所の従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

1. 管理者 1名
管理者は、本事業所の従業者の管理、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行う。
2. 医師 1名 非常勤
医師は、契約者に対する健康管理及び療養上の指導を行う。
3. 生活相談員 1名以上
生活相談員は、契約者又はその家族に対して相談援助等の生活指導を行う。
4. 介護職員 3名以上
介護職員は、契約者に対する指定短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護サービスの提供に当たる。
5. 看護職員 1名以上
看護職員は、契約者の健康状態に注意するとともに、健康維持のため適切な措置をとる。
6. 管理栄養士 1名以上
管理栄養士は、契約者の食事に関して適切な栄養指導を行う。
7. 機能訓練指導員 1名以上
機能訓練指導員は、契約者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う。
8. 介護支援専門員 1名以上
介護支援専門員は、短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護計画の作成に関する業務を行う。
9. 事務職員 1名以上
事務職員は、短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護の事務全般

(指定短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護サービスの内容)

第7条 本事業所が行う指定短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護サービスの内容は、次のとおりとする。

1. 食事の提供及び介助
2. 入浴、排泄の介助
3. 離床、着替え、整容等の日常生活上の世話
4. 機能訓練
5. 健康・栄養管理

6. 相談及び援助

7. 送迎

(介護)

第8条 介護は、契約者の自立の支援及び日常生活上の充実に資するよう、契約者の心身の状況に応じて、適切な技術をもって行うものとする。

2. 本事業所は、契約者に対し、その負担により本事業所の従業者以外の者による介護を受けさせないものとする。

3. 本事業所は、1週間に2回以上適切な方法により契約者を入浴させ、又は清拭するものとする。

4. 本事業所は、契約者に対し、その心身の状況に応じた適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行うものとする。

5. 本事業所は、おむつを使用せざるを得ない契約者のおむつを適切に取り替えるものとする。

6. 本事業所は、契約者に対し、前各項に規定するもののほか、離床・着替え・整容等の介護を適切に行うものとする。

(食事の提供)

第9条 食事の提供は、栄養並びに契約者の身体の状況及び嗜好を考慮したものとするとともに、適切な時間に行うものとする。

2. 食事の時間は、おおむね次の時間とする。

(1) 朝食 午前8時

(2) 昼食 12時

(3) 夕食 午後6時以降

3. 食事の提供は、契約者の自立の支援に配慮して、可能な限り、離床して食堂で行うよう努めるものとする。

(相談及び援助)

第10条 本事業所は、常に契約者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、契約者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うものとする。

(その他日常生活上の便宜の供与)

第11条 本事業所は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜契約者のためのレクリエーション行事を行うものとする。

2. 本事業所は、常に契約者の家族との連携を図るとともに、契約者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めるものとする。

(機能訓練)

第12条 本事業所は、契約者に対し、その心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行うものとする。

(健康管理)

第 13 条 本事業所の医師及び看護職員は、常に契約者の健康の状態に注意し、必要に応じた健康保持のための適切な措置を採るものとする。

2. 本事業所の医師は、その行った健康管理に関し、契約者の健康手帳の所定のページに必要な事項を記載するものとする。ただし、健康手帳を有しない者についてはこの限りではない。

(緊急時の対応)

第 14 条 本事業所は、現に指定短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護の提供を行っているときに、契約者に病状の急変が生じた場合やその他必要な場合には、主治の医師又はあらかじめ指定短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとする。

(利用料)

第 15 条 本事業所が、指定短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護サービスを提供した場合の利用料の額は、法定代理受領サービスに該当する場合は介護報酬告示上の額に各入所（入居）者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とし、法定代理受領サービスに該当しない場合には介護報酬告示上の額とする。

2. 本事業所は、前項の支払いを受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払いを契約者から受けるものとする。ただし、食費・居住費については、利用者が市町村から「介護保険負担限度額認定証」の交付を受けている場合は、認定証に記載された負担限度額とする。

(1) 食費 : 日額 1,445円

(朝: 445円/昼: 500円/夕: 500円)

(2) 滞在費: 多床室(相部屋) 日額 855円

従来型個室 日額 1,171円

(3) その他の日常生活費

・日常生活の身の回り品: 実費(歯ブラシ・化粧品等)

3. 前項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ契約者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、同意について利用者等署名を受けることとする。

4. 本事業所は、法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護サービスに係る費用の支払いを受けた場合は、その提供した指定短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護サービスの内容・費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を契約者に対して交付するものとする。

(内容及び手続きの説明及び同意)

第 16 条 本事業所は、指定短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護サービスに提供の開始に際しては、あらかじめ入所申し込み者又はその家族に対し、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、その他の入所申込者のサービスの選択に資

すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について入所申込者の同意を得るものとする。

(通常の送迎の実施地域)

第 17 条 本事業所における通常の送迎の実施地域は、大津町・菊陽町・旭志の全校区及び西原村の鳥子・小森・布田校区・南阿蘇村の立野校区とする。

(事業所の利用に当たっての留意事項)

第 18 条 契約者が、指定短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護サービスの提供を受ける際に、留意する事項は次のとおりとする。なお、本事項についてはサービス提供時に契約者に通知するものとする。

2. 契約者は、居室及び共用施設・敷地をその本来の用途に従って利用するものとする。
3. 契約者は、サービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、事業者及びサービス従事者が契約者の居室内に立ち入り、必要な措置をとることを認めるものとする。但し、その場合事業者は、契約者のプライバシー等のための保護について、十分な配慮をするものとする。
4. 契約者は、事業所の設備・備品について、故意又は重大な過失により滅失・破損・汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により現状に復するか、又は相当の代価を支払うものとする。
5. 契約者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、契約者及びその家族等と事業者との協議により、居室又は共用施設・設備の利用方法等を決定するものとする。

(契約者の禁止行為)

第 19 条 契約者は、事業所内で次の各号に該当する行為をすることは許されないものとする。

- 一、定められた場所以外での喫煙
- 二、サービス従事者又は他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動・政治活動・営利活動を行うこと
- 三、その他の定められた以外の物の持ち込み

(開始及び終了)

第 20 条 本事業所は、契約者の心身の状況により、若しくはその家族の疾病・冠婚葬祭・出張等の理由により、又は契約者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障がある者を対象に、指定短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護サービスを提供するものとする。

2. 本事業所は、正当な理由なく指定短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護サービスの提供を拒まない。
3. 本事業所は、入所申込者が入院治療を要する者であること等、入所申込者に対し自ら適切な便宜を供与することが困難であると認めた場合は、適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設を紹介する等の適切な措置を速やかに講

じるものとする。

4. 本事業所は、入所申込者の入所に際しては、その者の心身の状況、病歴等の把握に努めるものとする。
5. 本事業所は、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、指定短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護の提供の開始から終了後に至るまで、利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めるものとする。

(受給資格等の確認)

- 第 21 条 本事業所は、指定短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護サービスの提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格・要支援・要介護認定等の有無及び要支援・要介護認定等の有効期間を確かめるものとする。
2. 本事業所は、前項の被保険者証に介護保険法第 73 条第 2 項に規定する認定審査会の意見の記載がある場合には、その趣旨及び内容に沿って指定短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護サービスの提供を行うよう努めるものとする。

(要介護・要支援認定申請に係る援助)

- 第 22 条 本事業所は、入所の際に要介護・要支援認定を受けていない入所申込者について、要介護・要支援認定の申請が既に行われているか否かを確認し、申請が行われていない場合には、入所申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう、必要な援助を行うものとする。

(短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護計画の作成)

- 第 23 条 本事業所の管理者は、介護支援専門員に短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護計画の作成に関する業務を担当させるものとする。
2. 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護計画に関する業務を担当する介護支援専門員（以下「計画担当介護支援専門員」という。）は、相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者の短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護計画の作成に当たっては、適切な方法により契約者について、その有する能力やその置かれている環境等の評価を通じて契約者が現に抱える問題点を明らかにし、契約者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握するものとする。
 3. 計画担当介護支援専門員は、契約者及びその家族の希望や契約者について把握された解決すべき課題に基づき、指定短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至るまでの契約者が利用するサービスの継続性に配慮して、他の短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護従事者と協議の上、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護計画を作成するものとする。
 4. 計画担当介護支援専門員は、短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護計画の原案について、契約者に対して説明し、同意を得るものとする。

5. 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護計画の作成に当たっては、既に居宅サービス計画・介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成するものとする。
6. 計画担当介護支援専門員は、短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護計画の作成後においても、指定短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護サービスの提供に当たる他の従業者との連絡を継続的に行うことにより、短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護計画の実施状況の把握を行うとともに、入所者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護計画の変更を行うものとする。
7. 第2項から第5項までの規定は、前項に規定する短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護計画の変更について準用する。

(定員の遵守)

第24条 本事業所は、入所定員及び居室の定員を越えて入居させない。ただし、災害、虐待その他やむを得ない事情がある場合は、この限りではない。

(衛生管理)

第25条 本事業所は、指定短期入所（介護予防）生活介護を提供する施設、設備及び備品又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療器具の管理を適正に行うものとする。

2. 本事業所は、本施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

一) 本事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図るものとする。

二) 本事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備するものとする。

三) 本事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施するものとする。

四) 前三号に掲げるものの他、別に厚生労働大臣が定める感染症及び食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うものとする。

(事故発生時の対応)

第26条 本事業所は、契約者に対する指定短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、契約者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

2. 本事業所は、契約者に対する指定短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第27条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害や地震等の災害に対

処する計画に基づき、また消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行うものとする。

2. 防火管理者は、本事業所の事務長をもってあて、火元責任者は本事業所内の職場責任者をもってあてる。
3. 始業時・終業時には、火災危険防止のため自主的に点検を行う。
4. 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。
5. 非常災害用の設備は、常に有効に保持するよう努める。
6. 防火管理者は、従業者に対して防火教育・消防訓練を実施する。
 - ①防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難） 年2回以上
 - ②利用者を含めた総合訓練 年2回以上
 - ③地域住民や関係機関等を交え、所轄消防署との連携及び避難、救出訓練等の実施
 - ④非常災害用の設備の使用方法の徹底 随時
7. その他の必要な災害防止対策についても、必要に応じて対処する体制をとる。

（契約者に関する市町村への通知）

第28条 本事業所は、契約者が次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞無く意見を付して、その旨を市町村に通知するものとする。

1. 正当な理由なしに指定短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護・要支援状態等の程度を増進させたと認められるとき。
2. 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

（居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止）

第29条 本事業所は、居宅介護支援事業者又はその従事者に対し、要介護・要支援保険者に対して当該短期入所施設・介護予防短期入所施設を紹介することの代償として、金品その他の財産上の利益を供与しない。

（秘密保持）

第30条 本事業所の従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た契約者又は家族の秘密を漏らさない。

2. 本事業所は、従業者であった者が正当な理由なく、その業務上知り得た契約者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講ずるものとする。
3. 本事業所は、居宅介護支援事業者等に対して、契約者に関する情報を提供する際には、契約者の同意をあらかじめ文書により得ておくものとする。

（会計の区分）

第31条 本事業所は、指定短期入所施設・介護予防短期入所施設サービスの事業の会計と、その他の事業の会計を区分する。

(記録の整備)

第 32 条 本事業所は、設備・備品・従業員及び会計に関する諸記録を整備する。

2. 本事業所は、契約者に対する指定短期入所施設・介護予防短期入所施設サービスの提供に関する諸記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低5年間保存する。

(苦情解決)

第 33 条 本事業所が提供する、福祉サービスに係る契約者からの苦情を解決するための体制を整備することにより、契約者の権利を擁護するとともに、契約者の満足度の向上を図り、当該サービスを適切に利用できるよう支援する。また、苦情を密室化せず、社会性や客観性を確保し、一定ルールに沿った方法で解決を進めることにより、円滑・円満な解決の促進、当該事業への信頼性の確保並びに事業の適正化を図る。

2. 提供するサービスに関して保険者からの文書の提出・提示を求め、又は保険者からの質問・紹介に応じ、契約者からの苦情に関する調査に協力する。保険者から、指導又は助言を得た場合は、それに従い必要な改善を行う。
3. サービスに関する契約者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会の調査に協力すると共に、国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を得た場合は、これに従い必要な改善を行う。

(虐待防止に関する事項)

第 34 条 本事業所は、入所者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図る
 - (2) 虐待防止のための指針の整備
 - (3) 従業員に対し虐待を防止するための定期的な研修の実施
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
2. 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束に関する事項)

第 35 条 本事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下、「身体的拘束等」という。）は行わないものとする。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

2. 本事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずるものとする。
 - (1) 身体拘束等の適正化を図るための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、

その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。

(3) 介護職員その他従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的
に実施する。

(地域との連携)

第 36 条 運営にあたって、地域住民又は住民の活動との連携及び協力を行うなどの
地域との交流に努めなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第 37 条 本事業所は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する指定短期
入所生活介護（指定介護予防短期入所生活介護）の提供を継続的に実施するた
めの、及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計
画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2. 本事業所は、従事者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な
研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3. 本事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計
画の変更を行うものとする。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保等)

第 38 条 本事業所は、業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に
資する取組の促進を図るため、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び
職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用
して行うことができるものとする。）を定期的開催するものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第 39 条 本事業所は、全ての短期入所生活介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉
士、介護支援専門員、介護保険法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の
資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る
基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業
者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務の執行体
制についても検証、整備する。

(1) 採用時研修 採用後 3 カ月以内

(2) 継続研修 年 2 回

2. 本事業所は、適切な指定短期入所生活介護（指定介護予防短期入所生活介護）
の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関
係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従
業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置
を講じるものとする。

3. この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は、社会福祉法人双友会
と本施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成19年12月1日から施行する。

この規程は、平成25年10月1日から施行する。

この規程は、平成27年8月1日から施行する。

この規程は、平成29年11月1日から施行する。

この規程は、令和1年10月1日から施行する。

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

この規程は、令和3年8月1日から施行する。

この規程は、令和3年8月1日から施行する。

この規程は、令和6年4月1日から施行する。